

凡 例

見直し対象とした補助金の区分は、次のとおりです。

1 市町村が対象団体のもの

高率補助金

- ・ 補助率が1/2を越える補助金
- ・ 定額で補助を行っているもので、その額が補助対象事業費全体に対して1/2を越える補助金

零細補助金

- ・ 個々の市町村への交付額が、1,000千円未満の補助金
但し、経過措置として、平成16年度は500千円未満を対象とする。

市町村に対する交付税措置と重複している補助金

- ・ 当該補助対象経費が市町村の普通交付税基準財政需要額として算定されている事業に対する補助金
- ・ 特別交付税で財政措置されている事業に対する補助金

国庫補助事業に対する県単上乘せ補助金

- ・ 国の補助率に対して、県単措置として補助率を嵩上げしている補助金
(法や国の補助制度にその前提として、県補助金が入っているものは除く)

例 国の補助制度 国1/2 市町村1/2

県単上乘せ制度 国1/2 県1/4 市町村1/4

- ・ 国の補助単価に対して、県単措置として補助単価を嵩上げしている補助金

例 国の補助制度 補助単価1,000円/m²

県単上乘せ制度 補助単価1,200円/m²

- ・ 国の補助対象基準に対して、県単措置として基準を緩和している補助金

例 国の補助制度 補助対象基準1,000m²以上

県単上乘せ制度 補助対象基準 800m²以上

2 各種団体が対象のもの

高率補助金

「市町村が対象のもの」に準じる

国庫補助事業に対する県単上乘せ補助金

「市町村が対象のもの」に準じる

県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

「廃止見直し年度」欄には、見直し結果を当初予算に反映させる年度に
印を付しています。